

侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメント 質問事項及び回答様式

1. 基本的な考え方

- (1) 「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請を両立させた形で、侵害コンテンツのダウンロード違法化（対象となる著作物を音楽・映像から著作物全般に拡大することをいう。以下同じ。）を行うことについて、どのように考えますか。①～⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。

- ① 賛成
- ② どちらかという賛成
- ③ どちらかという反対
- ④ 反対
- ⑤ 分からない

<回答欄>

2. 懸念事項及び要件設定

- (1) 侵害コンテンツのダウンロード違法化を行うことによる懸念事項として、下記(i)～(vii)のそれぞれについて懸念される程度を、①～⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。その他、懸念事項があれば(viii)に記入して下さい。

- (i) インターネット上に掲載されたコンテンツは、適法にアップロードされたのか違法にアップロードされたのか判断が難しいものが多いため、ダウンロードを控えることになる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

- (ii) 重要な情報をスクリーンショットで保存しようとする際に、違法画像等（例：SNSのアイコン）が入り込むことが、違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
②

(iii) 漫画の1コマのダウンロードや、論文の中に他人の著作物の違法引用がされている場合の当該論文のダウンロードなど、ごく一部の軽微なダウンロードでも違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
②

(iv) 原作者の許諾を得ずに創作された二次創作・パロディのダウンロードが、違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(v) 無料で提供されているコンテンツ（例：無料で配布・配信されている雑誌、漫画、ネット記事）が違法にアップロードされている場合に、そのダウンロードが違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
②

(vi) 権利者がアップロードを問題視していない（黙認している）場合でも、ダウンロードが違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
②

(vii) 権利者により濫用的な権利行使がされる可能性や、刑事罰の規定の運用が不当に拡大される可能性がある。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(viii) その他、懸念事項があれば記入して下さい。

【懸念事項についての基本的な考え方】

「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に関して回答者が強く懸念することは、著作権法上グレーな行為(形式的には著作権の侵害に当たるが実質的にはその違法性が否定されるべき行為、侵害が否かの法的評価が分かれる場合)に係る私的領域における情報収集が、民事上の違法化及び刑事罰の対象となることにより委縮することである。

【私的領域における研究・批判目的等でのダウンロードの取り扱いについて】

設問(i)から(vii)の例以外に、上記の懸念が特に問題となる具体例としては、私的領域において行われる研究・検討(例えば著作権侵害の成否が問題となった事案の類似性判断についての検討、リークされた資料に基づく立法の是非に基づく検討等)や将来の創作活動の準備・練習等の目的での情報・資料収集が挙げられる。

この点につき「文化庁当初案の考え方(侵害コンテンツのダウンロード違法化)」(以下添付資料3)では、「侵害コンテンツのダウンロード違法化」が私的使用以外の権利制限規定の解釈・射程に影響を及ぼすものでないことともに、漫画家・研究者等が業務として行うダウンロードにつき「現行法上も自由利用を認める規定はなく、文化庁当初案によって、適法な行為が違法になってしまうなど、直接の影響を受けるものではない」との考え方が示されている(添付資料3の5頁)。

しかし研究者等が自宅で行う研究・批判目的等での複製が、著作権法30条1項の私的使用(「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」)の目的に含まれるかは解釈論上の議論があるところであり、文言上当然に著作権法30条1項の対象外となるものではない。文化庁当初案に基づく場合、裁判所が研究目的等での複製が私的使用に該当すると判断する場合にも、違法に配信されたコンテンツのダウンロードを違法とするものであり、「直接の影響」を与えるものである。

また仮に上記の考え方のように私的使用目的の複製を狭く解釈するとしても、国民が(対外的な情報発信を予定しない)自らの意見を形成するための検討等の私的使用目的でのダウンロードについては、侵害コンテンツのダウンロード違法化が直接の影響を及ぼすものとなる。

【設問(i)から(viii)についての回答の補足】

【設問(i)】今回、海賊版対策としての側面から念頭に置かれている悪質な漫画の海賊版サイト等についていえば、違法にアップロードされたものと容易に判断できる場合も多いであろう。

他方、インターネット上に掲載されているコンテンツ全般についていえば、特に引用等の権利制限規定の要件を満たすか否か、他作品との類似性の判断等について、アップロードの違法性の判断が困難な場合も少なくないと思われる。このような場合のダウンロードまで違法化・刑事罰の対象とすることは、私的領域における情報収集活動等の委縮を生じさせるのみならず、正規版のダウンロード配信ビジネスを阻害する(著作権侵害訴訟が提起され、侵害の成否が争われている作品を購入したものが、著作権侵害の責任を負う可能性がある)点で問題がある。

この問題につき文化庁当初案では、確定的な違法性の認識を要件とすることで委縮効果への対応が図られているが、このような考え方は後述のように海賊版対策の実効性の点からはむしろ弊害が大きいくところである。

また私的領域における情報収集の委縮は、形式的には著作権の侵害との評価がされざるを得ないことを確定的に認識しているが、実質的には違法性が疑問視される場合にも存在することに留意しなければならない。

【設問(ii)】著作権法30条の2の類推適用(ただし30条の2の文言上は新たな作品の創作を要件としている)の可能性があるとの理解を前提に、「どちらかという」と懸念される」と回答した。

なお重要な情報そのものが著作権を侵害する情報である場合に、当該情報を検討するためのスクリーンショットが違法となることは前述のように強く懸念される。

【設問(iii)】「ごく一部の軽微なダウンロード」について当然に全て違法化の対象外とすべきとは考えない(1コマ漫画の海賊版サイトからのダウンロード等)が、著作権者の利益を不当に害するとはいえない「ごく一部の軽微なダウンロード」については違法化の対象外とすべきとの理解から「どちらかという」と懸念される」と回答した。

【設問(iv)】原作者の明示的な許諾を得ずに創作された二次創作・パロディであっても、黙認に基づき著作権法上違法ではない場合は少なからず存在する。

しかし二次創作やパロディのダウンロードまで違法化した場合に、ダウンロードをする前にユーザーが権利者に許諾の有無を確認するような行動をとる可能性があり、その結果黙認を基礎とする二次創作文化が阻害されることが危惧される。また特に原作者に対して批判的なパロディ作品の創作者に対して原作者が明示的な権利行使をしているような状況について、当該パロディ作品を今後の検討のために私的にダウンロードして保存する行為を一律に禁止することには問題があると考えられる。以上の趣旨から「とても懸念される」と回答した。

なお文化庁当初案では上記の懸念につき主観的要件や刑事罰の適用範囲の限定で一定の対応をしているが、懸念を十分に払しょくするものではないと考えられる。

【設問(v)】権利者によりユーザーに対しては無料で提供されているコンテンツであっても、ユーザーのアクセスによる広告収入等が権利者の重要な経済的収入源となっている場合も考えられ、そのような場合につき「著作権者の利益を不当に害する」といえる限りにおいて、侵害コンテンツのダウンロードを民事上違法とする考え方はありうところである。

他方刑事罰の適用等を考えた場合には、TPP協定への対応のための非親告罪化の範囲(著作権法123条2項)と同様、「当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる複製」に処罰範囲を限定すべきであり、これを超えて処罰対象とすることは過度の委縮効果が強く懸念される。

もっとも現行著作権法119条3項においても「有償著作物」に関する限定が設けられていることからすれば、現行法119条3項・著作権法30条1項3号を単に音楽動画以外の著作物一般の複製に広げるといふ案(この案は上記の通り過度の委縮効果が極めて強く懸念されるものである)の下でも、設問の例(無料で提供されているコンテンツ)に限って言えば刑事罰の対象外となる。

以上の点に鑑み、設問に対しては「どちらかという」と懸念される」と回答した。

【設問(vi)】権利者がアップロードを黙示的にも許諾していれば当然ながらダウンロードも違法とはならない。

もっとも設問(iv)で述べたように、慎重なユーザーが二次創作等のダウンロード前に許諾の有無を確認することなどにより、「黙認」を基礎とする慣行自体が損なわれることは危惧される(刑事罰につき添付資料3の6頁では著作権法119条3項につき親告罪を維持する考え方が示されているが、仮に著作権法119条3項の罪が非親告罪化されるような場合にはこの問題は一層深刻なものとなる)。また国民の情報収集等の委縮は、現に権利行使や告訴がされた場合のみ問題となるのではなく、その可能性によって生じるものである。

以上の点に鑑み、「どちらかという」と懸念される」と回答した。

【設問(vii)】現在、深刻な海賊版への迅速な対応策としての侵害コンテンツのダウンロード違法化を望む権利者の多くは、設問のような濫用的な権利行使や不当に拡大された刑事罰の適用まで希望するものではないと考えられる。

この点に関して添付資料3の随所で示されている考え方では、懸念事項のいくつかに関して、条文上は違法となる場合であっても実際には権利行使がされる可能性が低い問題とはならないとの理解が示されている(添付資料3の4頁の、アニメアイコン等につき「ダウンロード行為が問題視されることは想定しがたい」、研究目的での業務上の利用等が「慣用的な利用」として問題なく行われている、との記述)。

しかし委縮効果への対応のために重要なことは、このような権利者や捜査機関の良識に頼ることではなく、法制度上、濫用的な権利行使や不当に拡大された刑事罰の適用ができないように、条文上の要件による限定を適切に行うことである。

以上の点に鑑み「とても懸念される」と回答した。

【全体について】以上のように、設問(i)から(vii)について程度は様々であるが、グレーな行為に係る国民の情報収集等を委縮させることが懸念される。このような懸念が生じる最大の原因は、文化庁当初案等が海賊版対策を超えた範囲で侵害コンテンツのダウンロードの違法化を行おうとするものであることに由来するといえる。(本項目への回答は以上)

(2) 上記の懸念などを踏まえ、具体的にどのような要件・内容とすることが望ましいと考えますか。下記 (i) 及びその回答に応じた (ii) ~ (vi) の回答欄に記入して下さい。

(i) 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する文化庁当初案 (添付 1 ~ 3 参照) について、どのように考えますか。①~⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。

- ① 適切である (文化庁当初案のままで良い)
- ② 違法となる対象が広い (文化庁当初案よりも違法化の対象を絞りこむべき)
- ③ 違法となる対象が狭い (文化庁当初案よりも違法化の対象を広げるべき)
- ④ 具体的な要件の適否は分からないが、バランスのとれた内容とすべき (政府における検討に委ねる)
- ⑤ 要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきではない

<回答欄>
②

(ii) (i) で①を選択した場合、その理由を教えてください。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」の2つの要請のバランスに留意しつつ、記入をお願いします。

<回答欄> (自由記述)

(iii) (i) で②を選択した場合、どのような要件にすべきと考えますか、理由とともに記入して下さい。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」の2つの要請のバランスに留意しつつ、記入をお願いします。

<p>〔要件等についての修正案〕文化庁当初案については、違法化の対象範囲を海賊版対策に必要な範囲に限定する必要がある。具体的には以下の[1][2][3]のような修正を行うべきである。</p> <p>[1] 著作権法30条1項3号・著作権法119条3項につき、著作権等を侵害する自動公衆送信のうち「原作のまま」行われるものに限定。</p> <p>[2] 著作権法30条1項3号の「知りながら行う場合」に続けて、「かつ、著作権者の利益を不当に害することとなる場合」との要件を追加。</p> <p>[3] 著作権法119条3項の「有償著作物等特定侵害複製」を定義する部分中に、「当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる複製」との要件を追加。</p> <p>(具体的な修正後の条文案については、高倉成男・中山信弘・金子敏哉「ダウンロード違法化の対象範囲の見直しについての意見(詳細版)」(明治大学知的財産法政策研究所のサイト上に掲載)を参照)</p> <p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な考え方 <p>設問2(1)(viii)で述べたグレーな行為に係る私的領域での情報収集の萎縮への懸念に対応し、海賊版対策という立法目的を迅速に達成するため、ダウンロード違法化の対象を海賊版対策に必要な範囲に限定するべきである(本パブリックコメントにおける「海賊版」とは、著作権侵害一般ではなく、「原作のまま」行われる侵害行為(主に複製物の頒布又は公衆送信)で、著作権者の利益を不当に害するものを意味するものと解している)。</p> <p>海賊版のダウンロードに対象を限定することは、正当な情報収集等の萎縮を避けるためだけでなく、規制対象とするものを明確化することで海賊版対策の実効性を高めるためにも必要なことである。</p> <p>なお海賊版対策に必要な範囲を超えて私的使用目的のダウンロードを違法化することは立法政策上の選択肢とはなりえるものであるが、「深刻な海賊版被害への実効的な対策」を超えるものであり、その検討は他の制限規定の整備や著作権侵害罪一般の刑事罰規定の見直し等と合わせて行われるべきものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化庁当初案の問題点 <p>文化庁当初案は、特に民事上違法となる範囲につき客観的要件による限定を欠き、海賊版対策を超えて違法化を行うものとなっている点に問題がある。刑事上の違法化に関しては、文化庁当初案は主観的要件や28条の権利の侵害の除外等の点で萎縮効果を避けようとするものと評価できるが、客観的要件による限定が十分ではなく、海賊版のダウンロード以外も処罰対象とする点で問題がある。</p> <p>また文化庁当初案の解説では主観的要件につき確定的な違法性の認識を要求するものとの理解が示されていた(「文化庁当初案の考え方に関する資料」(以下添付資料3)の4頁)。しかし文化庁当初案の文言から確定的な違法性の認識を要件とするとの解釈が裁判所により必ず採用されるとは断言できない。</p> <p>他方で確定的な違法性の認識を明示的に要件とすることは、形式的には違法だが実質的には違法と評価することが疑問視される事案についての情報収集活動をなお萎縮させる一方で、悪質な明らかな海賊版のダウンロードの事案において、著作権法上適法と解釈されるわずかな可能性・権利者の明示又は黙示のライセンスがわずかにでも存在する可能性を認識していたことを口実としてダウンロードが違法・刑事罰の対象とならないとの主張・行動を誘発する可能性があり、(後述の「著作権者の利益を不当に害する」との要件を設けること以上に)海賊版対策の実効性を大きく損なうものであると思われる。</p> <p>また主観的要件による限定は、訴訟手続き上での運用等においても多くの問題があることにも留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化庁当初案に対する修正案 <p>以下の[1][2][3]による修正案は、違法化の対象を海賊版対策に必要な範囲に限定するための修正の具体例である。海賊版対策に必要な範囲への限定がより適切に実現されるものであれば、[1][2][3]に代えて他の要件による修正を行うことに反対するものではない。</p> <p>【[1]「原作のまま」の追加】</p> <p>「原作のまま」の要件の追加は、二次創作作品やパロディ、類似性の程度が侵害か否かが微妙である態様での配信からのダウンロードを除外し、デッドコピーによる海賊版のダウンロードのみを違法及び処罰対象とすることを明らかにする趣旨によるものである。</p> <p>この点につき添付資料3の7頁では、過剰な性的描写を伴う二次創作等のダウンロードに対する民事上の権利行使の機会を奪うべきでないとの考え方が示されているが、このような考え方は海賊版対策という立法目的を超えるものの一例である。</p> <p>また添付資料3の6・14頁等では、文化庁当初案の119条3項が28条の権利を侵害する自動公衆送信を除外していることから、二次創作のダウンロードは刑事罰の対象外となることを述べている。しかしサンプリング等による著作権隣接権を侵害する二次創作のダウンロードについては文化庁当初案の119条3項の下でも刑事罰の対象となりえることからすれば、(音声や動画については新たに違法化するものではないとはいえ)二次創作のダウンロードを刑事罰の対象から除外しているとの説明は不正確なものである。</p> <p>なお「原作のまま」の要件を追加すべきとの本提案は、作品の一部のみをダウンロードする行為・分割してアップロードされた作品をダウンロードする行為を違法化の対象外とすべきとの趣旨ではない。</p> <p>【[2]「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の追加】</p> <p>今回、深刻な被害への実効的な対策が求められている海賊版のダウンロードとは、原作のまま違法に配信された著作物を私的使用目的で複製する行為のうち、権利者に深刻な経済的打撃を与えているために、著作権者の利益を不当に害することとなる場合」との要件と評価できるものである。</p> <p>他方、現在正当な情報収集活動等の萎縮が懸念されている行為には、「原作のまま」配信された著作物を受信して行うものも含まれる。</p> <p>そこで「グレーな行為」に係る私的領域での情報収集の萎縮を避けるためには、[1]原作のままの要件に加えて[2]著作権者の利益を不当に害するものに限って、違法化するものであることを明確にする必要がある。</p> <p>またこの限定は、今回の違法化の対象となる範囲が、著作権者の利益を不当に害さない私的複製ではなく、不当に害する海賊版のダウンロードを違法とするものである、とのメッセージを国民に強く訴えるものとなり、妥当性・実効性の点でも必要なものとなる。</p> <p>「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」との要件を追加すべきとの提案に対し、添付資料3の8頁では、この要件を追加した場合にユーザーが「この程度では著作権者の利益を不当に害しないから、ダウンロードしても問題ない」との居直りのダウンロードを許容することとなり、海賊版サイトに利用継続の口実を与えることになりかねないとして、海賊版対策としての実効性の点から問題があるとの考え方が示されている。</p> <p>しかし本意見における「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」との要件は、この要件についてのユーザーの主観的認識を著作権法30条1項3号の要件とはしていないため、居直りのダウンロードを許容するものではない。本要件は、権利者の実質的な不利益(当該利用行為につき本来支払われるべき適切な対価が支払われないこと)と個人の情報収集の自由・表現の自由等の公益的価値の比較衡量により客観的に判断されるべきものである。またその対策に必要な性についての認識が広く認識されている悪質な海賊版サイトからのダウンロードについては、基本的に本提案に基づく改正法の下でも「著作権者の利益を不当に害する」と判断されることとなる。</p> <p>むしろ居直りのダウンロードの問題は、前述の違法性の認識を確定的に要件とした場合に深刻化するものである。</p> <p>【[3]「当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる複製」の追加(119条3項)】</p> <p>上記[2]に基づく修正に加えて、著作権法119条3項の条文単体としても海賊版のダウンロードに限定して違法化することを明確にする必要があることに加えて、民事上違法となる場合(権利者の利益を不当に害する場合)よりも、刑事罰の対象となる場合をより明確に限定する必要がある。</p> <p>そこで著作権法119条3項については、[1]「原作のまま」の要件の追加に加えて、「当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる複製」(著作権法123条2項参照)に限定するべきである。この要件は具体的には、権利者が正規版・適切なライセンスモデルの提供等を行って適切な対価を払えば著作物を利用できる環境であったにもかかわらず、なおダウンロードをした場合を指すものとなる。</p> <p>[2]の民事上の要件とは異なり、著作権法119条3項については主観的要件も問題となることになるが、現に正規版が適切な形で提供されていることを認識しながら悪質な海賊版サイトからダウンロードする行為については本要件とその主観的認識の要件も基本的に満たすこととなる(確定的な違法性の認識を要件とすべきではないことについては前述のとおりである)。(本項目への回答は以上)</p>
--

(iv) (i) で③を選択した場合、どのような要件にすべきと考えますか、理由とともに記入して下さい。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」の2つの要請のバランスに留意しつつ、記入をお願いします。

<回答欄> (自由記述)



(v) (i) で④を選択した場合、その理由を教えてください。

<回答欄> (自由記述)

(vi) (i) で⑤を選択した場合、その理由を教えてください。

<回答欄> (自由記述)

3. その他

(1) 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関して、上記のほかにも御意見があれば、記入して下さい。

本パブリックコメント冒頭の設問1(1)については、用意された選択肢に回答者の考え方に該当するもの（賛成とも反対ともいえない）がなかったため、無回答とした。

設問は、侵害コンテンツのダウンロード違法化（音声・動画以外の違法配信コンテンツの私的使用目的でのダウンロードを民事上・刑事上違法化すること）が「深刻な海賊版被害への実効的な対策」有効な手段として必要であるとの理解を前提としたものと解される。これまでの知的財産戦略本部・文化審議会での検討においても、海賊版対策の手段としての侵害コンテンツのダウンロードの違法化の導入に向けた議論が進められてきた。

もともと海賊版被害への対策の手段としての侵害コンテンツのダウンロード違法化については、権利者からその効果に期待する意見が表明される一方で、その実効性を疑問視する見解も指摘されている。本回答者らも、ダウンロード違法化が海賊版被害の手段として持つ効果はあるとしても限定的なものであると考える。

他方でこのような限定的な効果であれ、深刻な海賊版被害の現状に対して可能な対策をバランスのとれた形で迅速に実現すべきとの権利者の意見（例えば2019年9月25日の日本漫画協会と出版広報センターの共同声明）があることも理解できる。

そこで本パブリックコメントでは、深刻な海賊版被害への対策の手段として侵害コンテンツのダウンロード違法化を行う場合に、国民の正当な情報収集等の委縮に関してどのような懸念があるか、懸念に対応するためにはどのような制度設計とすべきか、との点について回答者の意見を示すものである。意見の要旨は、客観的な要件により違法化・刑事罰の対象を海賊版対策に必要な範囲に限定することが不可欠である、と考える。

なお回答者の本来的な立場は、ダウンロード違法化の対象範囲の見直しについての議論は、私的複製の例外にかかる要件の設定だけではなく、他の表現活動・情報収集活動にかかる権利制限規定の整備、そしてネットを通じた著作物の利用に係るビジネスモデルのあり方、著作権侵害に係る刑事罰の適用のあり方全体（著作権法119条1項）の見直しと合わせて議論をすべきとするものである。

このような著作権制度全体の検討を行わないまま、海賊版対策に必要な範囲を超えて侵害コンテンツのダウンロードを違法化することについては、強く反対する。

(2) リーチサイト対策に関して御意見があれば、記入して下さい。

<回答欄> (自由記述)

(3) その他、海賊版対策全般に関して御意見があれば、記入して下さい。

海賊版対策に当たっては、深刻な海賊版被害を現に生じさせているアップロード者に対する権利行使の実現が重要となる。その実現にあたっては、規制対象を
広範にすることはばかりではなく、むしろ真に抑止されるべき行為がどのような行為かを明確に規定することでその実効性と妥当性を高めることが重要となる。
またすでに様々な取り組みがされているところであるが、海賊版対策の最終的な目的である、権利者にコンテンツの利用の対価が適切に支払われる社会の実
現のためには、正規版となるコンテンツが適切な形で提供されることが必要不可欠である。

4. 御回答者

①個人／団体	②氏名／団体名	③団体の場合には意思決定のレベル
個人	高倉成男 中山信弘 金子敏哉	
④連絡先電話番号		⑤メールアドレス

※団体におかれては、団体の業務内容や構成員などが分かる資料の添付をお願いします。